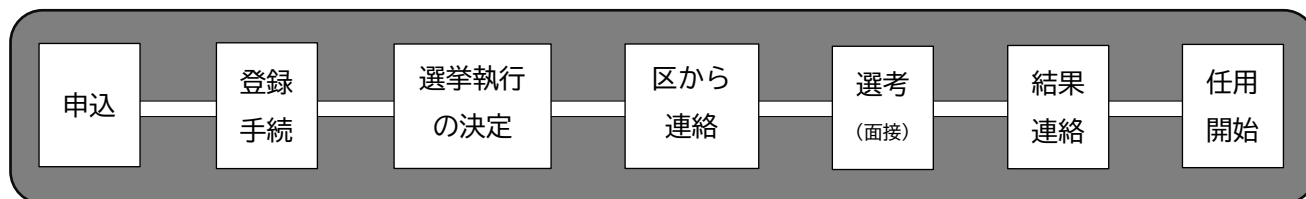


令和8年度

戸塚区総務課統計選挙係会計年度任用職員（日額職）

選挙事務補助業務 任用希望登録制度募集案内

1 登録制度について



(1) 申込書類に必要事項を記入のうえ、次の申込先に持参または郵送で提出してください。

【申込先】戸塚区役所総務課統計選挙係

(〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎 9階 92 番)

(2) 申込先で登録手続きを行います。(任用希望登録の有効期間は令和9年3月31日迄)

(3) 2で指定する選挙の執行が決定した場合、登録者の中から条件のあてはまる方へ戸塚区総務課統計選挙係から連絡し、選考を実施します。

(4) 戸塚区総務課統計選挙係が指定する選考時に来庁できない方は辞退とみなします。

(5) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(6) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

※登録は任用を保証するものではないため、登録いただいても、条件に合わない場合は選考の実施についての連絡は行いません。

2 選挙事務補助業務として対象とする選挙

統一地方選挙、衆議院議員総選挙（衆議院の解散があった場合）、その他臨時の選挙

3 業務内容

選挙業務全般に関する事務補助

（投開票物品等の準備・仕分け、説明会の設営補助・受付、不在者投票事務補助等）

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

4 応募要件

(1) 選挙業務に興味があり、公務員として自覚を持ち、任用期間中、選挙運動または政治活動に関与しない方

※地方公務員法、公職選挙法及び政治資金規正法により、政治的行為等が制限されます。

(2) 地方公務員法第16条の各号いずれにも該当しない方

(3) 健康状態が良好であり、意欲的に業務に取り組める方

裏面あり

5 勤務条件

(1) 任用期間

投票日の約1カ月前から投票日後2週間

(2) 勤務日数

任用期間のうち、所属長が指定する日数（土日祝日を含みます。）

※勤務日については後日決定します。

(3) 勤務時間

9時から17時まで（休憩時間60分）

(4) 勤務場所

戸塚区役所（横浜市戸塚区戸塚町16-17）

戸塚スポーツセンター（横浜市戸塚区上倉田町477）

(5) 給与

月額10,248円（令和8年4月時点）

雇用時期によっては、給料・報酬水準の改定により変更される可能性があります。

通勤費用相当額を別途支給

(6) 休暇等

横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり

(7) その他

勤務日数等に応じて健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入する場合があります。その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 その他

(1) 令和8年度中に横浜市戸塚区で選挙の執行が決定されなかった場合は、当該名簿登録は無効となります

(2) 提出書類に記載された個人情報は、会計年度任用職員の任用手続のみに使用します。ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中においても雇用管理を目的として使用します。

7 問合せ先

戸塚区役所総務課統計選挙係（〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17）

T E L 045-866-8315

F A X 045-881-0241

メール to-toukei@city.yokohama.lg.jp